

令和4年度

防府市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金

【LED照明器具・空調設備導入枠】

募集要領

【一般枠】との併用はできません。

【募集期間】

令和4年8月1日（月）から令和4年12月28日（水）まで
必着

- ※ 予算額に達し次第終了します。
- ※ 交付申請書受理後、書類審査を行い、交付（不交付）決定通知書を送付します。交付（不交付）決定の通知は、交付申請書受領後3週間程度かかることがあります。

【提出先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市商工振興課 宛て

【問い合わせ先】

防府市産業振興部商工振興課 TEL : 0835-25-2147

防府市

1 事業の趣旨

原油価格・物価高騰対策として既存の照明設備、空調設備を省エネルギー設備に更新し、エネルギーコストの削減による経営の安定化及び温室効果ガスの削減に取り組む中小企業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 防府市暴力団排除条例に該当しない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者
- (6) 同一の内容で国・地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定を受けていない者

* 同一法人・事業者での応募は、1申請に限ります。

親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

3 補助対象事業

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、補助対象要件の全てを満たす事業が対象となります。

- (1) 蛍光灯又は白熱灯をLED照明器具に更新する事業
- (2) 既存の空調設備をグリーン購入法調達基準に適合する設備もしくは、トップランナー基準を満たす設備又はトップランナー基準を満たす設備と同等の性能を有すると認められる設備に更新する事業

< 補助対象要件 >

- ① 市内の事業所に省エネルギー設備等を導入するものであること
- ② 設備等の導入は、リース契約によるものでないこと
- ③ 導入する設備等は、未使用品であること
- ④ 導入する設備等は、自社の事業の用に供するものであること

※ 既存のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新の場合は、対象外となります。

※ 補助対象者が設備等を設置する事業所の所有権を有しない場合は、当該事業所の所有者から設備・機器を設置することについて承諾を得てください。

4 補助対象期間

交付決定日から令和5年2月28日(火)まで

※ 補助対象期間に契約・発注・支払が完了しない経費は補助できません。

5 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の総額の4分の3
補助金額	20万円以内の額(千円未満切捨)

6 補助対象経費

補助対象経費は、次に定める経費とします。

	費目	対象経費
①	設計費	補助対象事業を遂行するために必要な設計に要する経費
②	設備費	補助対象事業を遂行するために必要な機械装置の購入等に要する費用
③	工事費	補助対象事業を遂行するために必要な工事に要する経費（基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等）

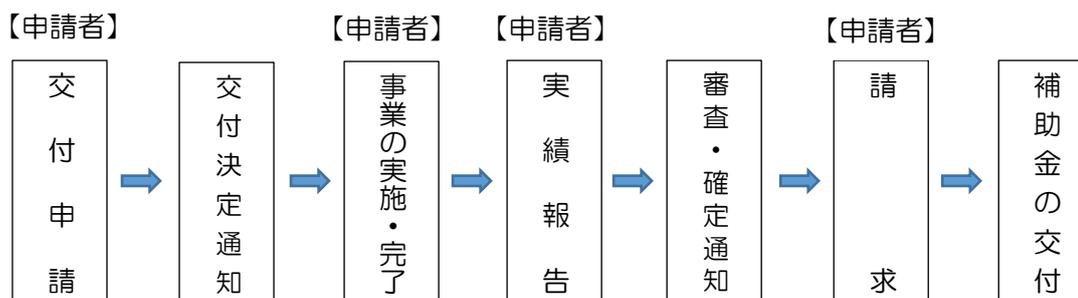
※ 根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

<補助対象外経費>

①から③までのすべての費目において、次に掲げるものは、補助対象となりませんので、ご注意ください。

- 交付決定日より前に支払われた経費
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 本事業との関連が認められない経費
- 過剰と見なされるもの、将来用、兼用および予備用のものに係る経費
- 中古の設備の設置に要する経費
- 家賃・光熱水費・通信費などの固定費
- 各種保険料
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 公租公課
- 消費税及び地方消費税
- 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7 スケジュール



8 申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

（1）提出書類

- ① 交付申請書（第1-2号様式）
 - ② 事業計画書（別紙1）
 - ③ 誓約書（別紙2）
 - ④ 導入する省エネルギー設備の性能が、補助対象事業の要件を満たすことが確認できる書類（製品のカタログ等）
 - ⑤ 当該事業に係る見積書の写し（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、導入する製品の製品名、型番がわかるもの）
 - ⑥ 事業所で使用している更新前設備の型番及び設置状況が確認できる写真
 - ⑦ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）
 - ⑧ <法人の場合> 直近の確定申告書別表一・別表二の写し
（新規法人の場合は、法人設立届の写し）
<個人の場合> 直近の確定申告書第一表の写し
（創業者の場合は、開業届の写し等）
- ※ 確定申告書の写しについては、受付印のあるもの。もしくは国税庁が確定申告書のデータを受け付けたことを確認できる書類の添付が必要です。
- ⑨ 直近の決算書の写し
<法人の場合> 直近の税務申告に添付した決算書
<個人の場合> 直近の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書

（2）受付期間

令和4年8月1日（火）から令和4年12月28（水）まで【必着】

（3）申請方法

郵送により防府市商工振興課へ提出

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※「省エネルギー設備等導入支援事業【LED照明器具・空調設備導入枠】補助金申請書在中」とご記載ください。

9 審査及び結果の通知

審査は随時行います。申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日発送します。

※ 申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※ 交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。実績報告後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

10 実績報告

補助事業完了後20日以内に下記の書類を提出してください。

- ① 完了報告書
- ② 実績報告書（別紙）
- ③ 納品内容等を確認できる書類（納品書等の写し）
- ④ 経費の内訳及び支払いを確認できる書類（領収書等の写し）
- ⑤ 更新後設備の型番及び設置状況がわかる写真

※ 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※「省エネルギー設備等導入支援事業【LED照明器具・空調設備導入枠】
とご記載ください。

1 1 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

防府市中小企業省エネルギー設備導入支援事業補助金確定通知書が届きましたら、防府市中小企業省エネルギー設備導入支援事業補助金請求書（第7号様式）を提出してください。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市産業振興部商工振興課 宛て

1 2 注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 交付決定後に事業内容に変更が生じた場合は、商工振興課にお問合せください。
- (4) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (6) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (7) 市内事業者からの調達や工事にご協力ください。

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課

TEL : 0835-25-2147